



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	集落営農組織の経営構造と法人形態の選択に関する研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	小野, 智昭
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	乙第7096号
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77998
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Tomoaki_ono_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 内 容 の 要 旨

博士の専攻分野の名称： 博 士（農学）

氏名 小 野 智 昭

学 位 論 文 題 名

集落営農組織の経営構造と法人形態の選択に関する研究

本論文は、わが国水田農業において重要な担い手となっている集落営農組織を対象に、その経営構造を分析し、さらに資本構成、運営方式と法人形態の関係を分析することによって、集落営農組織の展開方向を示すとともに、現行の法制度下において適合的な法人形態の構成を提示する。

序章では課題と分析方法を設定する。都府県の水田農業では、農家減少が継続する一方で大規模農家の成長が進展しない中で、地域農業の担い手として農家協業による集落営農組織が広範に形成されている。集落営農組織は、農家の補完組織から自ら農業生産・農業経営を行う農業経営体となり、さらに借地の法的権利主体となる法人化が進展している。その集落営農組織の経営構造を他の組織経営体と比較分析するために農業経済・農業経営研究と中小企業研究を援用した企業形態論による統計分析を行う。また集落営農組織の法人形態は株式会社形態ではなく農事組合法人形態が一般的であることから、すでに論じられている構成員数、運営方式、法人形態の特質、組織の発展段階に加えて資本構成の視点から法人形態選択を分析する。

第1章では、経済的・経営的分析の前提となる農業法人制度と集落営農政策の変遷を明らかにする。農業独自の法人制度である農事組合法人制度は、要件を緩和しつつも農民の協業組織としての性格を保持している。集落営農政策は農地政策と連結した担い手政策として開始され、法人化を強制するが、水田経営所得安定対策から担い手政策単独で実施され、さらに法人化の強制政策が事実上廃止される。

第2章では、稲作組織経営体における集落営農組織の位置づけと集落営農組織の生産性を分析する。2000年以降、稲作組織経営体は、その多くを集落営農組織が占めるようになった結果、水田借地全体の3割を集積して大規模農家の農地集積を凌駕する。さらに集落営農組織は、機械所有率の向上が示す経営体の内実具備に伴って、法人化が進展している。そして集落営農組織の生産性は、大面積規模ほど労働生産性が高く規模の優位性があり、集落営農以外の稲作組織経営体が大規模層ほど土地生産性が低下するのに対して、集落営農組織はそれが維持・上昇し、規模に応じた労働生産性と土地生産性が併進する生産力の正常な発展を示す。

第3章と第4章は集落営農組織の経営構造を企業形態論から分析する。

第3章では、集落営農組織の長期的な類型変化を分析する。農業経営を行う集落営農組織については資本、労働、経営の経営要素を指標とする5類型（販売集落一農場型、協業組織型、共同利用型、オペレータ型、共同出役型）を設定し、農家補完組織については経営要素の資本と生産要素を指標とする5類型（集落一農場型、共同利用型、作業受託型、共同作業型、土地利用調整型）を設定する。そして集落営農実態調査個票を用いて12年間における類型別組織数の変化を分

析する。集落営農組織は、農家補完組織から農業経営体へ移行し、さらに法人化していることに伴い、経営・労働・資本が一体である類型（販売集落一農場型、協業組織型）へ収斂しつつあることを示す。

第4章では、組織経営体と集落営農組織の企業形態を分析する。農業経済・農業経営研究と中小企業研究の企業形態分析手法を援用して、7つの企業形態（個人経営、零細経営、零細企業、小企業、中企業、集団経営、集団企業）を設定し、2015年農業センサス個票を用いて組織経営体全体の企業形態を分析する。園芸、畜産そして集落営農組織以外の稲作組織経営体は、株式会社形態が一般的で、零細企業を中心に小企業・中企業があり、雇用労働に依拠する資本制企業が形成されている。それに対して集落営農組織は、非法人と農事組合法人形態では常雇のない零細経営・集団経営が多数であり、農民の協業組織の特性を有し、株式会社形態では少人数雇用の零細企業・集団企業が多数であり、一部に雇用労働に依拠する小企業・中企業の資本制企業が形成されている。

第5章と第6章は、集落営農組織の法人形態の選択について分析する。

第5章では、集落営農法人の運営方式と法人形態の論理について事例の比較分析から明らかにする。集落営農組織は、構成員数から少数有志型と集落ぐるみ型があり、運営方式からは1人1議決権の組合方式と1株1議決権の資本方式があることから、4類型を設定する。農事組合法人形態の組織は法的制約から組合方式のみであり、株式会社形態の組織は資本方式と組合方式がある。2〜4戸による少数精鋭の法人は、常雇依存の資本制企業経営として展開するため、経営主が多数株式を所有して経営権を集中する資本方式の株式会社形態を採用する。それ以外の少数有志型と集落ぐるみ型の法人は、人的組織の運営方式である組合方式の株式会社形態か農事組合法人形態を採用して、構成員労働が中心の協業による農業経営を展開し、一部の法人は事業を多角化させ常雇を複数雇用して農外での資本制経営を行う。資本方式の法人が株式会社を選択する要因は、業務執行権の明確性、意志決定の迅速性等を実現できる運営方式の採用にある。組合方式の法人が株式会社を選択する要因は、事業多角化、雇用者数増加、非農家の参加等である。組合方式の集落ぐるみ型法人のうち、株式会社形態の法人では運営方式上での課題は生じないが、農事組合法人形態の法人では農地集積が進展した法人等で業務執行権の明確化、意志決定の迅速化等の運営方式上の課題が生じることから、集落ぐるみ型の法人化においては、議決権だけでなく法人形態の選択が課題である。

第6章は、2006年施行の会社法を前提に協同組合同様の制度設計の可能性を国際協同組合連盟（ICA）の協同組合原則を指標に分析する。定款自治が大幅に認められた非公開株式会社制度においては、協同組合原則の第1原則（加入脱退の自由）、第2原則（1人1議決権等）、第3原則（出資配当制限等）が示す内容のほとんどを定款に規定することが可能であることを示す。

終章では各章の検討を総括し、集落営農法人の経営構造を示し、法人形態と運営方式の関係を考察したうえで、今後の法人形態の構成を提示する。集落営農組織は、経営体化・法人化の進展に伴って経営・労働・資本が一体化した協業組織体へと変化している。法人形態と運営方式は、少数精鋭の雇用労働依存型の法人は資本制企業経営として展開するため、資本方式の株式会社形態を選択する。それ以外の集落営農組織は、法人形態を問わずに人的組織の運営方式である1人1議決権の組合方式を採用する。集落ぐるみ型が組合方式の株式会社形態を選択する場合には運営方式上の課題は生じないが、農事組合法人形態の一部では理事会権限が明確でないことによる運営方式上の課題が生じる。集落ぐるみ型集落営農組織の法人化における法人形態選択の方向として、組合方式の株式会社形態を示す。そのために非公開会社制度の定款自治を活用して協同組合原則を採用した制度設計を提唱する。